

平成 2 5 年 4 月 5 日

第 2 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 説 明 書 ( そ の 2 )

( 第 1 回 臨 時 会 )

廿 日 市 市



(議案第55号)

廿日市市監査委員の選任の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 市議会議員のうちから選任された小泉敏信委員は、平成25年3月31日をもって任期が満了したので、その後任委員を選任しようとするものである。

(2) 後任委員

砂 田 麻佐文 (新任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

横 山 泉

2 根拠法令

地方自治法

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、都道府県及び前条第2項の政令で定める市にあつては2人又は1人、その他の市及び町村にあつては1人とするものとする。

